別添２（公表用・新規）

分担金・拠出金の名称	生物多様性条約名古屋議定書拠出金	平成28年度予算額		総合評価	
拠出先の国際機関名	国際連合環境計画（UNEP）				
国際機関の概要	生物多様性条約名古屋議定書は，遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とし，2010年に採択され，2014年に発効した。議定書の締約国数は72か国及びEU（2016年6月現在）。現在事務局機能は，議定書の実施を補佐する生物多様性条約事務局が担っている（モントリオールに所在）。				

評価基準	達成状況
1．我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性（意思決定における我が国のプレゼンスを含む）	1．環境問題に代表される地球規模課題は，我が国のみでは解決し得ない問題であり，国際社会が様々な条約や枠組みを通じた取組を継続する必要がある。「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定）には，「国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め，地球規模課題に率先して取り組む」と記載しており，地球規模課題への取組は我が国外交政策においても，重点政策に位置づけられている。 2．現在，我が国は本議定書未締結のため，議定書実施に係るビューローメンバーには我が国は参加していないが，締結により，我が国の都市名を冠した本件議定書の議論に今後積極的に関わっていくことは我が国外交課題遂行の観点からも重要。なお我が国は現在，生物多様性条約本体の実施に係るビューローメンバーとなっている。
2．当該機関等の専門分野における影響力・貢献	1．生物多様性条約名古屋議定書は，2014年10月12日に発効したため，議定書の実施は，今後本格化していく見込み。我が国が議定書の規定を通じ，遺伝資源の利用等を安定的に継続できることが重要。 2．本議定書の目的を世界的に達成するため，締結国数の増加は不可欠な要素である。これまでの締結国数（累計値）は，2012年：11か国，2013年：26か国，2014年：57か国，2015年：70か国と増加傾向にある。 3．条約事務局は，2015年に2回の会議開催等を通じて，議定書実施を支援している。
3．当該機関等の組織・財政マネジメント	
4．当該機関等における邦人職員の状況	
5．我が国拠出の執行管理，PDCAサイクルの確保	①計画段階（Plan）：議定書締約国会合において2か年予算案を策定，採択。我が国の関連政策（生物多様性国家戦略，関係国内法令の運用等）に照らしつつ，予算要求。 ②実施段階（Do）：拠出金の支払い，各種会議及び文書を通じた条約事務局の活動のモニタリング。 ③評価段階（Check）：報告書等に基づき運営・活動を評価。 ④フォローアップ（Act）：各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。

担当課・室名	